第二十九条第二項中「その養成課程に係る申請書の記載事項又は」を削り、「受けなければならないもの」の下に「及び多様なメディアを高度に利用して行う授業による養成課程の場合にあつては養成人員」を加え、「直ちに、その旨」を「遅滞なく、その内容及び変更の年月日」に改める。

第三十条第二項中第七号を第八号とし、第六号中「氏名」の下に「、生年月日、修了証明書の番号及び各修了者の修了試験の成績」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　修了試験の問題及び正答（第十八条第二項の学校、同条第三項の専修学校及び同条第四項の学校等である場合は除く。）

第三十条に次の二項を加える。

3　多様なメディアを高度に利用して行う授業による養成課程の場合にあつては、前二項の規定にかかわらず、認定施設者は、その養成課程の受講者が当該養成課程を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一　養成課程の種別

二　授業科目別授業時間

三　修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績

4　多様なメディアを高度に利用して行う授業による養成課程の場合にあつては、前項の報告のほかに、認定施設者は、養成課程の期間が終了した日の属する年度の終了後速やかに、当該年度中に終了した養成課程について、養成課程の種別及び養成課程の一つごとに次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項が共通の養成課程については、当該事項を報告することができる。

一　養成課程の種別

二　授業科目別授業時間

三　講師の氏名及び担当授業科目

四　修了試験の問題及び正答（出題しなかつたものを含む。）

五　修了者数

六　当該年度中に修了すべきであるにもかかわらず修了しなかつた者の人数

七　参考事項

第三十一条第一項中「二年間に限り」を「二年間」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「前項の」に改め、「同じ。）」の下に「による記録に係る記録媒体」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

第三十二条第二項中「認定施設者が」の下に「第二十七条第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき又は」を加え、「ことができる」を「ことができる」に改め、同条第三項中「公示」を「、インターネットの利用その他の方法により公示」に改める。

第三十三条第一項中「その旨」を「あらかじめその旨及び廃止する年月日」に改め、同条第二項中「養成課程の廃止」を「前項の届出」に改め、「総務大臣の」を削り、「認定は」の下に「、当該廃止の日に」を加える。

第三十四条第一項中「ことがある」を「ことができる」に改め、同条第二項中「第二十八条の規定により、基準に適合するように維持」を「第二十五条に規定する基準に適合」に改め、「その養成課程の実施の状況を」を削り、「ことがある」を「ことができる」に改める。

第三十九条に次の一項を加える。

2　総務大臣は、前項の資格者証の訂正に代えて、新たな資格者証の交付をすることができる。

第四十条第一項中「又は氏名及び生年月日を証明する書類」を「（資格者証を失つた場合を除く。）」に改める。

第四十一条の二中「、第三十九条又は第四十条第一項」、「、訂正又は再交付」及び「（第三十九条の申請にあつては、変更の事実を証明する書類）」を削る。

第五十六条第一項中「第二十六条」の下に「、第二十六条の二」を加え、「及び第三十三条第一項」を「、第三項及び第四項並びに第三十三条第一項」に改め、同条第二項の表第三章の養成課程に関する事項の項中「実施の場所」の下に「（多様なメディアを高度に利用して行う授業による養成課程にあつては、申請者及び認定施設者の住所）」を加え、同表第五章に規定する事項の項中「実施の場所（」の下に「多様なメディアを高度に利用して行う授業による養成課程を修了した者にあつては認定施設者の住所、」を加える。

別表第八号の注中「場合は」を「場合において」に、「時間の二倍の時間を授業時間」を「時間は、この表の授業時間数の二分の一の時間」に改める。

別表第十二号中

住民票コード											

を削り、

申請に係る資格者証の内容	添付書類	1　氏名及び生年月日を証明する書類 2　氏名の変更の事実を証明する書類 3　資格者証

に、

申請前に有していた資格者証の記載内容	添付書類	1　氏名の変更の事実を証明する書類 2　資格者証

を

（住民票コードを記入しない場合） （住民票コードを記入しない場合）		

に改め、同表中注4を削り、注5を注4とし、注6中「申請前に有していた資格者証の記載内容」を「申請書に係る資格者証の内容」に改め、同注6を同表注5とし、同表中注7を注6とし、注8を注7とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の工事担任者規則（以下「旧規則」という。）第十条の規定により国家試験の試験科目の免除を受けることのできる者の当該試験科目の免除を受けることができる期間は、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現にされている旧規則第二十条の規定による学校等の認定の申請に係る審査については、なお従前の例による。

4　この省令の施行の際現にされている旧規則の規定による養成課程の認定の申請に係る審査については、なお従前の例による。

5　第三十九条及び第四十条の申請書は、改正後の別表第十二号の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお、従前の様式によることができる。

○財務省令第五十号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項、第十六条第六項、第十七条第二項及び第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

財務大臣　与謝野　馨